

令和5年12月22日付け厚生労働省通知で、第9期計画期間における「介護用品支給事業」について、事業の廃止・縮小方針は継続しつつ、近年の物価高騰等にも配慮する観点から、地域支援事業として取り扱うことが示された。このことから、第9期計画期間中においては地域支援事業を財源に事業を継続し、事業縮小を行っていく。

資料3
あきる野市介護保険事業計画策定委員会
(令和6年2月6日)

給付状況（令和5年度見込み） ※令和5年11月末時点

| 認定区分 | 人数 | 金額 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------|-----|------------|----------------------------|----------------------------|
| 要支援1 | 11 | 493,600 | 8,448,000 (対象者見込み160人) | 経過措置終了 |
| 要支援2 | 19 | 937,500 | | |
| 要介護1 | 53 | 2,332,700 | | |
| 要介護2 | 101 | 4,644,700 | | |
| 要介護3 | 107 | 4,151,200 | 10,032,000 (対象者見込み190人) | 11,868,000 (対象者見込み215人) |
| 要介護4 | 88 | 3,606,200 | | |
| 要介護5 | 56 | 2,419,100 | | |
| 合計 | 435 | 18,585,000 | 18,480,000 | 11,868,000 |

◆令和6年度 経過措置給付継続（経過措置終了周知期間）

◆令和7年度 要支援1から要介護2の経過措置終了

※要支援1～要介護2までの方で寝たきり若しくはこれに準ずる状態の方、また、認知症のため着替え、排泄など直接的な介護が必要な状態の方は、引き続き給付対象とする。